

岸和田市企画調整部企画課

# 自治基本条例 すいしんにゆ～す

## 見守り、育てる条例

市では、「市民自治都市」を実現していくための基本原理となる「自治基本条例」を制定し、平成17年8月から同条例を施行しています。

この自治基本条例は、最高規範性を持つものとして、岸和田市の憲法に位置づけられており、その内容も、市民や事業者の権利と責務、議会の権能や責務、市長や職員の責務、市民が参画する仕組み、その他市政運営の基本原則などを規定することで、市民とともに新しいまちづくりを進めていくためのシステムとして確立されています。

このことから、市民も事業者も行政も議会も、積極的な姿勢で誠実にこの条例を遵守しなければなりません。その一方で、この条例が常に社会情勢に適合しているのかどうか、形だけのものになっていないか、時代に取り残されたものになっていないか、本市にふさわしいものであり続けているのかどうかを見守り、育てていく必要があります。



## 自治基本条例推進委員会の立ち上げ

### 目的

自治基本条例の基本理念を推進し、実効性を確保するための制度の検討、さらには、これらの検討を踏まえ条例及び条例に基づく制度の見直し等について調査審議し、意見を述べる機関として、平成18年7月から「自治基本条例推進委員会」（以下、「委員会」という。）が設置されています。



## 役割

当委員会では、下記のことについて、市長から諮問があった時、もしくは自ら独自にテーマを設定することにより、調査審議し、市長に建議するものとなっています。（6月末建議予定）

自治基本条例並びに自治基本条例の規定に基づき整備された制度や条例の検証に関すること

自治基本条例の見直しの検討に関すること

自治基本条例の見直し等が適当と判断されたときの必要な措置に関すること



推進委員会の様子

## 組織、委員構成、任期

この委員会は、岸和田市附属機関条例による市長の附属機関として位置付けられ、公募の市民委員や町会、住民自治を推進する団体等の代表者、弁護士や地方自治に詳しい学識経験委員を加えた総勢13名で組織されています。

また、委員の任期は2年で、委員会とは別に、上記13名から学識経験委員を除いた「作業部会」も設置されています。



作業部会の様子

## 委員会 検証スタート

当初、委員会の議論において、どのように検証を進めていけばよいかについて、様々な意見が委員から出されましたが、自治基本条例制定以前から存在していた各条例が、最高規範である自治基本条例に則った形であるのかどうかを、検証していくことになりました。

言い換えれば、まずは、「**条例の体系化**」を進めることになったのです。この内容と関連しますが、自治基本条例の第32条第2項では、「市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。」という規定があります。

## 条例の体系化の方法

本来、自治基本条例の基本理念に基づいて総合計画を策定し、その総合計画の基本目標に基づいて条例を体系化していくべきですが、現時点では、第3次総合計画が自治基本条例の制定以前から存在していたこともあり、条例の体系化の方法としては、第3次総合計画の体系である分野別分類(\*)に関連条例を体系化させる方法をとりました。

### \* 分野別分類

まちづくりの分野（人権、環境、医療等）ごとに手段（ある事を実現させるためにとる方法。てだて。）が羅列されている体系

「条例の体系化」はそのこと自体が目的ではなく、自治基本条例がいかに機能しているかを検証するため、自治基本条例に規定している内容、総合計画に描かれている施策を実現させるための制度、システムが整備されていないものを浮き彫りにしていくことを目標とします。



## 自治基本条例と総合計画との位置づけ

### 自治基本条例

自治のあり方やその制度、仕組みを明確にする制度運用の最高規範

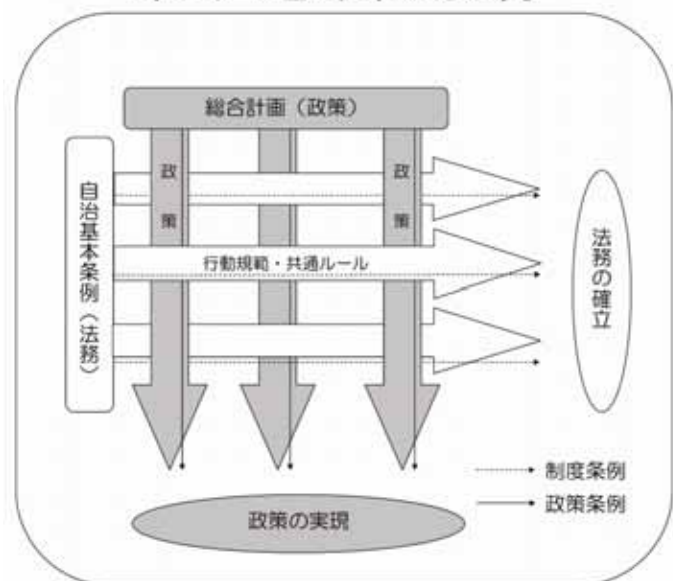
### 第3次総合計画

分野別に政策・施策が羅列。政策・施策の体系を示す政策執行の最高規範



、 が連携することにより、自治基本条例（法務）の理念にのっとった総合計画（政策）の推進が図られます。それらの結果、市民に透明性の高い行政運営が行われることが期待され、市民自治都市の実現に限りなく近づくこととなります。

## 市民自治都市の実現



自治基本条例と総合計画の関係イメージ図

## 岸和田市がめざす市政運営

岸和田市がめざしている市政運営のすがたは次のとおりです。

分権型社会に対応する政策自立型の自治体

自治基本条例と総合計画との連動、個別条例と自治基本条例との整合を図り、市民と行政が自治基本条例と総合計画を常に意識

条例・規則のみではなく、要綱・要領・指針等を含めた法務の整理と公開



今回の「自治基本条例すいしんにゅ～す」では、「条例の体系化」に向けた個別条例の分類作業を、具体的にどのように進めてきたのかについて、紹介していきたいと思えます。

なお、これまでの委員会会議録につきましては、本市ホームページ内「審議会等の開催日程と会議録」に掲載しておりますので、ご参照下さい。

### 岸和田市企画調整部企画課

#### 自治基本条例担当

住所 岸和田市岸城町7 - 1

電話 072-423-9492

FAX 072-423-6749

Email: [kikaku@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:kikaku@city.kishiwada.osaka.jp)

ホームページもご覧ください

「岸和田市自治基本条例」で検索！

